食品産業特定技能協議会への
加入申請方法についてのガイドブック
【飲食料品製造業分野編】

特定技能外国人を受け入れる事業者の皆さまへ

農林水産省大臣官房
新事業・食品産業部

令和8年8月 31 日改訂

目次

1 食品産業特定技能協議会への加入手続の流れについて 1

2 飲食料品製造業分野の制度について 2

3 協議会加入申請手続きについて 3

（1）協議会ウェブサイトより加入申請 3

（2）協議会からのメール受領から必要書類の提出まで 7

（3）書類の準備 9

（4）～製造請負の事業者は必ずご一読ください～ 14

4 加入証発行について 15

（1）加入証の送付 15

（2）登録内容の変更 15

（3）受入れ分野の追加 15

5 FAQ 16

6 お問合せ先 16

1 食品産業特定技能協議会への加入手続の流れについて

- 特定技能外国人材を受け入れようとしている事業者※の皆さまは、出入国在留管理庁に在留資格申請を行う必要がありますが、その前に食品産業特定技能協議会（以下、「協議会」という。）へ加入し、その加入証を在留資格申請に添付する必要があります。

  ※ 特定技能外国人を受け入れる事業者は、「所属機関」または「受入れ機関」といいます。協議会は、飲食料品製造業分野及び外食業分野における制度の適正な運用を図ることを目的として設立された、農林水産省が運営する組織です。

- 加入手続はウェブ申請により行い、その後、協議会から送付されるメールにて、必要書類をご提出いただく必要があります。

- 必要書類のご提出から加入証発行のご連絡まで、現在、約 2～3か月程度のお時間をいただいております。

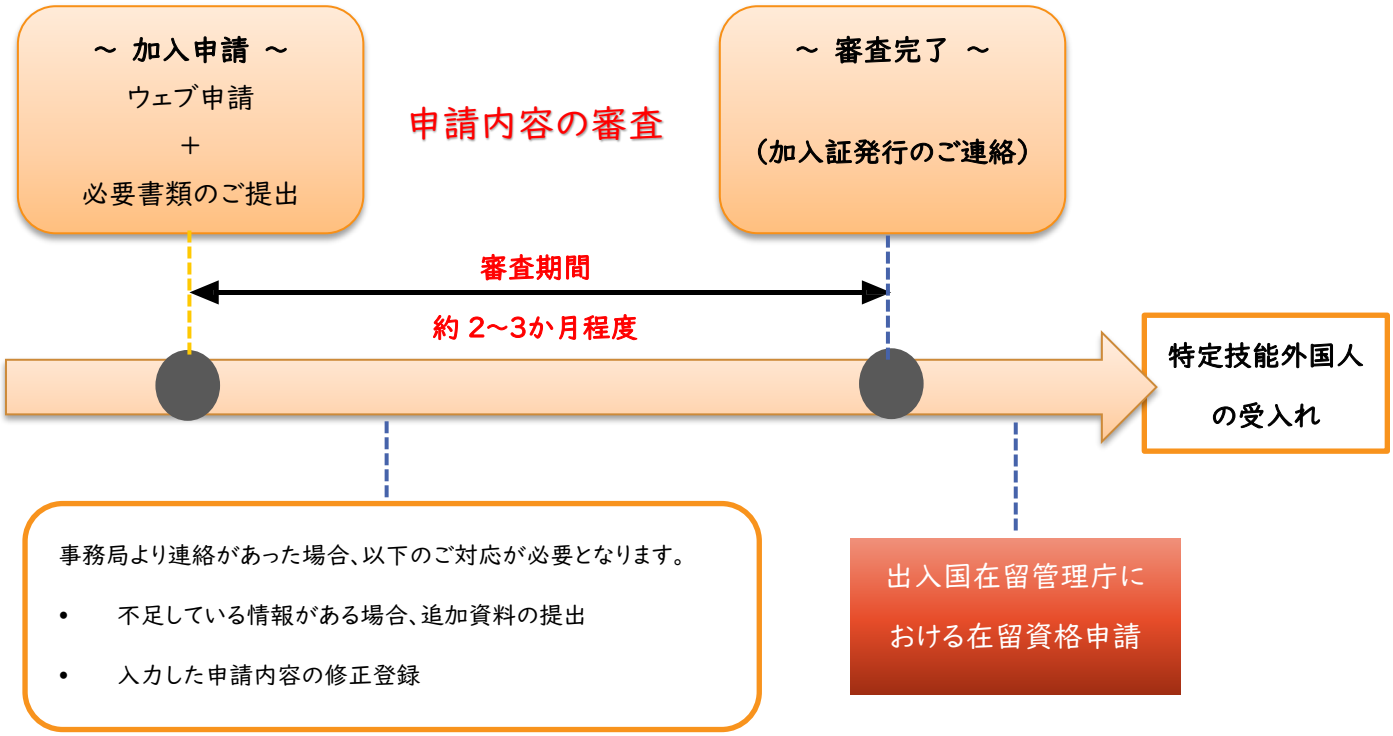

2 飲食料品製造業分野の制度について

在留資格「特定技能」は、深刻化する人手不足に対応するため、生産性の向上や国内人材の確保のための取組を行ってもなお人材を確保することが困難な状況にある産業分野において、一定の専門性・技能を有する外国人材を受け入れる制度です。飲食料品製造業分野の制度資料をご確認の上、ご申請ください。

- 農水省ウェブサイト 飲食料品製造業分野の受入れについて（制度全般）：
  飲食料品製造業分野における外国人材の受入れ拡大について：農林水産省
- 飲食料品製造業分野における 特定技能外国人制度について（概要資料）：tokuteiginou-116.pdf
- 特定の分野に係る特定技能外国人受入れに関する運用要領-飲食料品製造業分野の基準について（令和8年8月 28 日一部改正） 001469550.pdf

【お知らせ】分野別運用要領別冊が改正されたことに伴い、誓約書も更新されています。申請の際は、運用要領別冊をご一読いただき、最新の誓約書の様式をご使用いただきますようお願いいたします。

- **特定技能外国人材制度相談窓口（無料）**

  飲食料品製造業分野において就労する外国人が働きやすい環境を整備するため、就労を希望する外国人材及び外国人の受入れを希望する外食業事業者に対する相談窓口を設置しています。無料で相談を受け付けますので、制度等について、不明な点があれば以下の専用回線又はメールでお問い合わせください。

  特定技能外国人材制度相談窓口 特設 Web ページはこちら[外部リンク(株式会社 JTB)] ※相談窓口は、農林水産省の補助事業で株式会社 JTB が運営しています。

  専用回線：03-6630-8179

  対応日時：10 時 00 分～17 時 30 分（土日・祝日・年末年始を除く）

  メールアドレス：maff-gaikokujinzai@jtb.com

  ※メールでのお問い合わせの際には、必ず以下の項目・内容をご記載ください。

  【件名】企業向け農林水産省特定技能外国人相談窓口問い合わせ

  1.企業名　2.住所　3.電話番号　4.氏名（ふりがな）　5.受入れを検討している分野（※次よりご選択ください【飲食料品製造業／外食業／その他】）6.お問い合わせ内容

3 協議会加入申請手続きについて

（1）協議会ウェブサイトより加入申請

① 以下の URL にアクセスしてください。

https://www.maff.go.jp/j/shokusan/sanki/soumu/kyougikai.html

② 該当の加入申請フォームを選択

「特定技能所属機関（受入れ機関）」を選択してください。

③ フォームに入力

1．特定産業分野（必須）
特定技能外国人が従事する（予定の）事業所について該当の特定産業分野をどちらか1つ選択してください。

- (●) 飲食料品製造業分野
- ( ) 外食業分野

2．日本標準産業分類（必須）
特定技能外国人が従事する（予定の）業種を選択してください（3つまで）。詳細はページ上の産業分類に関するリンクを参照してください。

- [x] 0911 部分肉・冷凍肉製造業
- [ ] 0912 肉加工品製造業
- [ ] 0913 処理牛乳・乳飲料製造業
- [ ] 0914 乳製品製造業（処理牛乳，乳飲料を除く）
- [ ] 0919 その他の畜産食料品製造業
- [ ] 0921 水産缶詰・瓶詰製造業
- [ ] 0922 海藻加工業
- [ ] 0923 水産練製品製造業
- [ ] 0924 塩干・塩蔵品製造業
- [ ] 0925 冷凍水産物製造業
- [ ] 0926 冷凍水産食品製造業
- [ ] 0929 その他の水産食料品製造業
- [ ] 0931 野菜缶詰・果実缶詰・農産保存食料品製造業（野菜漬物を除く）
- [ ] 0932 野菜漬物製造業（缶詰，瓶詰，つぼ詰を除く）
- [ ] 0941 味そ製造業
- [ ] 0942 しょう油・食用アミノ酸製造業
- [ ] 0943 ソース製造業
- [ ] 0944 食酢製造業
- [ ] 0949 その他の調味料製造業
- [ ] 0951 砂糖製造業（砂糖精製業を除く）
- [ ] 0952 砂糖精製業
- [ ] 0953 ぶどう糖・水あめ・異性化糖製造業

一部省略

3．特定技能所属機関名、又は特定技能外国人の受入れを予

農林フード株式会社〇〇工場

4．氏名（代表者）（必須）
役職名等は記入せず、名前のみ入力してください。

農林　太郎

5．法人番号（13桁）（必須）
個人事業主の場合は、「無し」と入力してください。

1234567891023

6．労働保険番号（14桁）（必須）
労働保険番号がない場合は、雇用後入力と入力してください。

12345678910234

7．企業規模（必須）

- ( ) 1～5人
- ( ) 6～20人
- ( ) 21～50人
- (●) 51～100人
- ( ) 101～300人
- ( ) 301人以上

2. 日本標準産業分類
外部リンク 000935534.pdf をご参照ください。

3. 特定技能所属機関名
法人名もしくは個人事業主名と事業所（店舗･工場等）名をご入力ください。
※飲食料品製造業分野は、**事業所単位での加入が原則です**。ただしバックヤードのあるスーパーマーケットは本社での加入が可能です。

4. 氏名（代表者）
法人の代表者および個人事業主のお名前をご入力ください。

5. 法人番号（13 桁）
個人事業主の場合は、「無し」と入力してください。

6. 労働保険番号
これまで雇用がない場合は、「雇用後加入予定」とご入力ください。

7.企業規模
アルバイト･パートを含め法人または個人事業主全体で雇用している従業員数をご入力ください。

8．郵便番号（必須）

100-8950

9．都道府県（必須）

東京都

10．住所（市区町村以下）（必須）
都道府県名は再度入力しないでください。

千代田区霞が関１－２－１

11．氏名（ご連絡窓口の担当者）（必須）

農林　太郎

12．電話番号（ご連絡窓口の担当者）（必須）

03-6744-2397

13．メールアドレス（ご連絡窓口の担当者）（必須）

nourintaro@maff.go.jp

14．メールアドレス（ご連絡窓口の担当者）（確認）（必須）
確認のため、もう一度入力してください。

nourintaro@maff.go.jp

15．特定技能外国人が就労する（予定の）事業者のホームページURL（必須）
ホームページを有してない場合は、「無し」と入力してください。

http://・・・

16．外国人就労先の事業所所在地、工場名、店舗名（必須）
飲食料品製造業分野は、複数事業所の記載はできません。

東京都千代田区霞が関１－２－１
農林フード株式会社〇〇工場

17．上記の事業所は稼働していますか。（必須）
稼働していない場合、協議会申請は可能ですが、協議会加入にかかる審査は、稼働後の

- (●) はい
- ( ) いいえ

18．出入国在留管理庁へ在留諸申請を行う予定の年月（必須）
上記の特定技能外国人を受入れしている場合は、入管に在留諸申請を行った過去の年月を

2026年８月

19．食品産業特定技能協議会規約の内容について同意します。（必須）

(●) はい

送信確認　リセット

「送信確認」をクリック

8.9.10. 所在地

３で入力した事業所（店舗･工場等）名の住所を入力してください。

個人事業主の場合、住民票住所を入力してください。

11.12.13

ご担当者様の氏名･電話番号･メールアドレスをご入力ください。なお、メールアドレスは入力間違いのないようご注意ください。

16.就労先事業所住所

必ず、外国人が従事する予定の就労先事業所（店舗･工場等）をご記載ください。なお、後日メールにて営業許可証をご提出いただく際は、本欄にご記載いただいた該当店舗の営業許可証をお送りください。

17.稼働について

稼働前は事業実態を確認することができませんので、協議会に加入できません。稼働後に申請をしてください。

19.規約の同意

協議会規約、入会規程を必ずご一読お願いします。

後日の確認のため、上記画面をスクリーンショット等で保存しておくことをお勧めします。

食品産業特定技能協議会 加入申請フォーム（特定技能所属機関）

この内容で送信を行ってもよろしいですか？

1．特定産業分野	飲食料品製造業分野
2．日本標準産業分類	0911　部分肉・冷凍肉製造業
3．特定技能所属機関名、又は特定技能外国人の受入れを予定する事業者名（受入れ機関名）	農林フード株式会社〇〇工場
4．氏名（代表者）	農林　太郎
5．法人番号（13桁）	1234567891023
6．労働保険番号（14桁）	12345678910234
7．企業規模	51～100人
8．郵便番号	100-8950
9．都道府県	東京都
10．住所（市区町村以下）	千代田区霞が関１－２－１
11．氏名（ご連絡窓口の担当者）	農林　太郎
12．電話番号（ご連絡窓口の担当者）	03-6744-2397
13．メールアドレス（ご連絡窓口の担当者）	nourintaro@maff.go.jp
15．特定技能外国人が就労する（予定の）事業者のホームページURL	http://・・・
16．受入れの特定技能外国人の在留カード番号と有効年月日、国籍、氏名（ｱﾙﾌｧﾍﾞｯﾄ表記）、就労先事業所所在地（住所の入力、及び工場名・店舗名なども併せて入力） ※特定技能外国人を受入れる前の場合は、「受入れ前」と入力し、就労予定の事業所所在地（住所、工場名・店舗名）のみ記載してください。	【受入れ前】 農林フード株式会社〇〇工場 千代田区霞が関１－２－１
17．上記の、受入れをしている外国人は、全て「特定技能」の在留資格を取得していますか。	いいえ
18．出入国在留管理庁へ在留諸申請を行う予定の年月	2026年８月
19．食品産業特定技能協議会規約の内容について同意します。	はい

送信　キャンセル

「送信」をクリック

食品産業特定技能協議会 加入申請フォーム（特定技能所属機関）

協議会への入会フォームを受領しました。
後ほどお送りするメール※に記載の『特定技能外国人の受入れに関する誓約書』等、各種書類を送付してください。
受領後、入会審査を行います。
（通常、審査には２～３ヶ月をいただいております。）

農林水産省トップページへ

協議会より、約１～2 営業日後にご担当者様のメールアドレス宛にメールをお送りします。
１週間以上経過してもメールが届かない場合は、迷惑メールフォルダをご確認のうえ、それでも届いていない場合は協議会までご連絡ください。

（2）協議会からのメール受領から必要書類の提出まで

① 必要書類のご提出

必要書類のご提出につきましては、事務局よりメールにてご案内いたします。

P.11 の「提出書類チェックリスト」をご確認の上、必要書類を添付してご返信くださいますようお願いいたします。

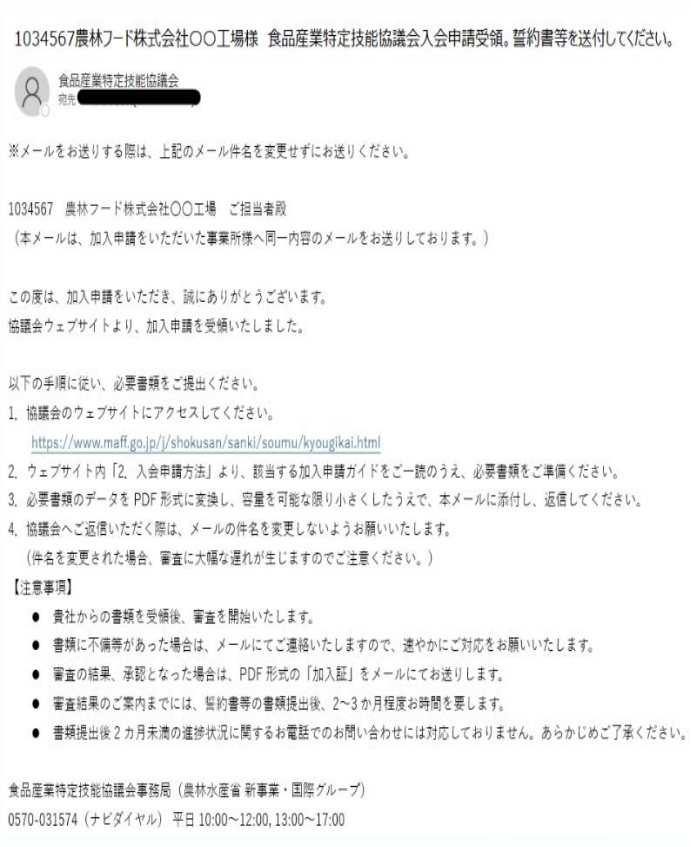

1034567農林フード株式会社〇〇工場様　食品産業特定技能協議会入会申請受領。誓約書等を送付してください。

食品産業特定技能協議会
宛先 [redacted]

※メールをお送りする際は、上記のメール件名を変更せずにお送りください。

1034567　農林フード株式会社〇〇工場　ご担当者殿
（本メールは、加入申請をいただいた事業所様へ同一内容のメールをお送りしております。）

この度は、加入申請をいただき、誠にありがとうございます。
協議会ウェブサイトより、加入申請を受領いたしました。

以下の手順に従い、必要書類をご提出ください。
1. 協議会のウェブサイトにアクセスしてください。
https://www.maff.go.jp/j/shokusan/sanki/soumu/kyougikai.html
2. ウェブサイト内「2. 入会申請方法」より、該当する加入申請ガイドをご一読のうえ、必要書類をご準備ください。
3. 必要書類のデータを PDF 形式に変換し、容量を可能な限り小さくしたうえで、本メールに添付し、返信してください。
4. 協議会へご返信いただく際は、メールの件名を変更しないようお願いいたします。
（件名を変更された場合、審査に大幅な遅れが生じますのでご注意ください。）

【注意事項】
- 貴社からの書類を受領後、審査を開始いたします。
- 書類に不備等があった場合は、メールにてご連絡いたしますので、速やかにご対応をお願いいたします。
- 審査の結果、承認となった場合は、PDF 形式の「加入証」をメールにてお送りします。
- 審査結果のご案内までには、誓約書等の書類提出後、2~3 か月程度お時間を要します。
- 書類提出後 2 カ月未満の進捗状況に関するお電話でのお問い合わせには対応しておりません。あらかじめご了承ください。

食品産業特定技能協議会事務局（農林水産省 新事業・国際グループ）
0570-031574（ナビダイヤル）平日 10:00~12:00, 13:00~17:00

② 申請情報のご確認

入力内容の誤り、必要書類の不備、その他申請内容を確認するため、事務局よりメールにて問い合わせする場合がございますので、内容をご確認の上、誤りがないように注意し、速やかなご対応をお願いいたします。

③ 提出書類チェックリスト

チェック	提出書類チェックリスト
□ ※必須	(ア)飲食料品製造業分野における特定技能外国人の受入れに関する誓約書 （分野参考様式 13-1 様式） PDF：kyougikai-226.pdf　WORD：kyougikai-20.docx
□ ※必須	（イ）外国人就労先事業所の営業許可証 （加入申請フォーム 16 番に記載した特定技能外国人の就労先の営業許可証） ※P. 10 のチェック項目を必ずご確認してください。
□ ※必須	（ウ） 特定技能外国人の円滑かつ適正な受入れの実現に向けた行動規範に係る誓約書 （食品産業特定技能協議会規約 別紙様式） 必ず、行動規範をご一読いただきますようお願います。 PDF：kyougikai-223.pdf　WORD：kyougikai-19.docx

□	スーパーマーケットの事業所のみご対応ください。（営業許可証の提出は必要ありません） 総合スーパーマーケット又は食料品スーパーマーケットにおける 特定技能外国人の従事する業務に関する誓約書 PDF：kyougikai-155.pdf　　WORD：kyougikai-14.docx
□ ※必須	上記資料を添付の上、メール本文に以下事項を記載、添付してください ➢ 特定技能外国人の業務内容 ➢ 事業所（店舗･工場等）で製造している製品の画像を2枚、製造加工設備、事業所外観の画像を各1枚程度（画像データのサイズを可能な限り小さくしてお送りください。） （メール文例） 件名(U)　【※メール文例※】1234567農林フード株式会社〇〇工場様 食品産業特定技能協議会入会申請受領。誓約書等を送付してください。 飲食料品製造分野 における 特定技能 外国人の受入れに関する 誓約書.pdf 135 KB 営業許可証.pdf 135 KB 製品画像1.png 147 KB 製品画像2.png 82 KB 設備画像1.png 設備画像2.png 食品産業特定技能協議会事務局　ご担当者様 お世話になります。 特定技能協議会加入にかかる必要書類を提出しますので、ご確認お願いします。 また、審査事項について以下の通りご回答します。 1．特定技能外国人の業務内容 豚肉のカット・整形・包装が主な作業内容です。 カットは豚枝肉から骨を抜いて各部位に分割する作業、整形では分割された各パーツを規格に合わせた整形で形を整えます。 最後に包装で仕上がった製品を真空袋やシート巻きにして箱詰め・計量を行い、製品化します。 2．製品と製造加工設備、工場外観の画像各2枚程度 別添のとおり添付しました。 以上、よろしくお願いいたします。 農林フード株式会社〇〇工場　農林太郎

～書類提出に関して以下の内容にご注意ください～

- ご返信の際は、**メールの件名は変更せず**にお送りください。
  ※件名を変更された場合、審査に時間を要することがありますので、あらかじめご了承ください。
- 協議会からは、書類受領に関するメールはお送りしておりません。
  書類に不備や追加の確認事項がある場合にのみ、追ってご連絡いたします。
  審査に問題がない場合は、そのまま協議会加入証をメールにてお送りいたします。
- 書類のご提出をもって審査開始となります。
  審査完了までは、**書類提出後おおむね2～3か月**を要しますので、ご承知おきください。
- **書類提出後2カ月未満の進捗状況に関するお問い合わせ（お電話を含む）は何卒お控えください。**

（3）書類の準備

(ア) 誓約書（分野参考様式 13-1 様式）の書き方

※誓約書は、企業が特定技能外国人を受け入れる際に、誓約していただく書類です。

必ず、ご一読いただきますようお願いします。

1 枚目

分野参考様式第１３－１号

飲食料品製造業分野における特定技能外国人の受入れに関する誓約書

出入国在留管理庁長官　殿

特定技能所属機関
氏名又は名称
住　　所
特定技能外国人
氏　　名
性　　別
国籍・地域
生 年 月 日

記

飲食料品製造業分野における上記の特定技能外国人を受け入れるに
す。

【誓約事項】
1．１号特定技能外国人（出入国管理及び難民認定法（昭和２６年政令第３１９号）別表第１の２の表の特定技能の在留資格（同表の特定技能の項の下欄第１号に係るものに限る。）をもって在留する外国人をいう。）に従事させる業務が、飲食料品製造業全般（飲食料品（酒類を除く。）の製造・加工及び安全衛生の確保）であること。

2．２号特定技能外国人（出入国管理及び難民認定法（昭和２６年政令第３１９号）別表第１の２の表の特定技能の在留資格（同表の特定技能の項の下欄第２号に係るものに限る。）をもって在留する外国人をいう。）に従事させる業務が、飲食料品製造業全般（飲食料品（酒類を除く。）の製造・加工及び安全衛生の確保）及び当該業務に関する管理業務であること。

3．特定技能外国人（出入国管理及び難民認定法（昭和２６年政令第３１９号）別表第１の２の表の特定技能の在留資格をもって在留する外国人をいう。以下同じ。）が、出入国管理及び難民認定法（昭和２６年政令第

特定技能所属機関

加入申請フォーム※に入力した3番（所属機関）および、9番．10番（所在地）を記入してください。（※P．5）

特定技能外国人

雇用が決まっていない場合は未記入のままご提出してください。

2 枚目

9．特定技能外国人に対するキャリアアッププランのイメージをあらかじめ設定し、雇用契約を締結する前に書面を交付して説明すること。

10．特定技能外国人からの求めに応じ、実務経験を証明する書面を交付すること。

（注）誓約事項を遵守することができなくなった場合は、その旨出入国在留管理庁長官及び当該分野を所管する関係行政機関の長に対し、報告を行うこと。

作成年月日　　年　　月　　日

作成責任者

作成年月日：作成した日付を記入してください。
作成責任者：代表者様またはご担当者様名をご記入ください。
押印は必要ありません。

(イ) 営業許可証について

以下の点を必ずご確認いただき、メールに添付してください。

※営業許可証は都道府県ごとに書式が異なります。

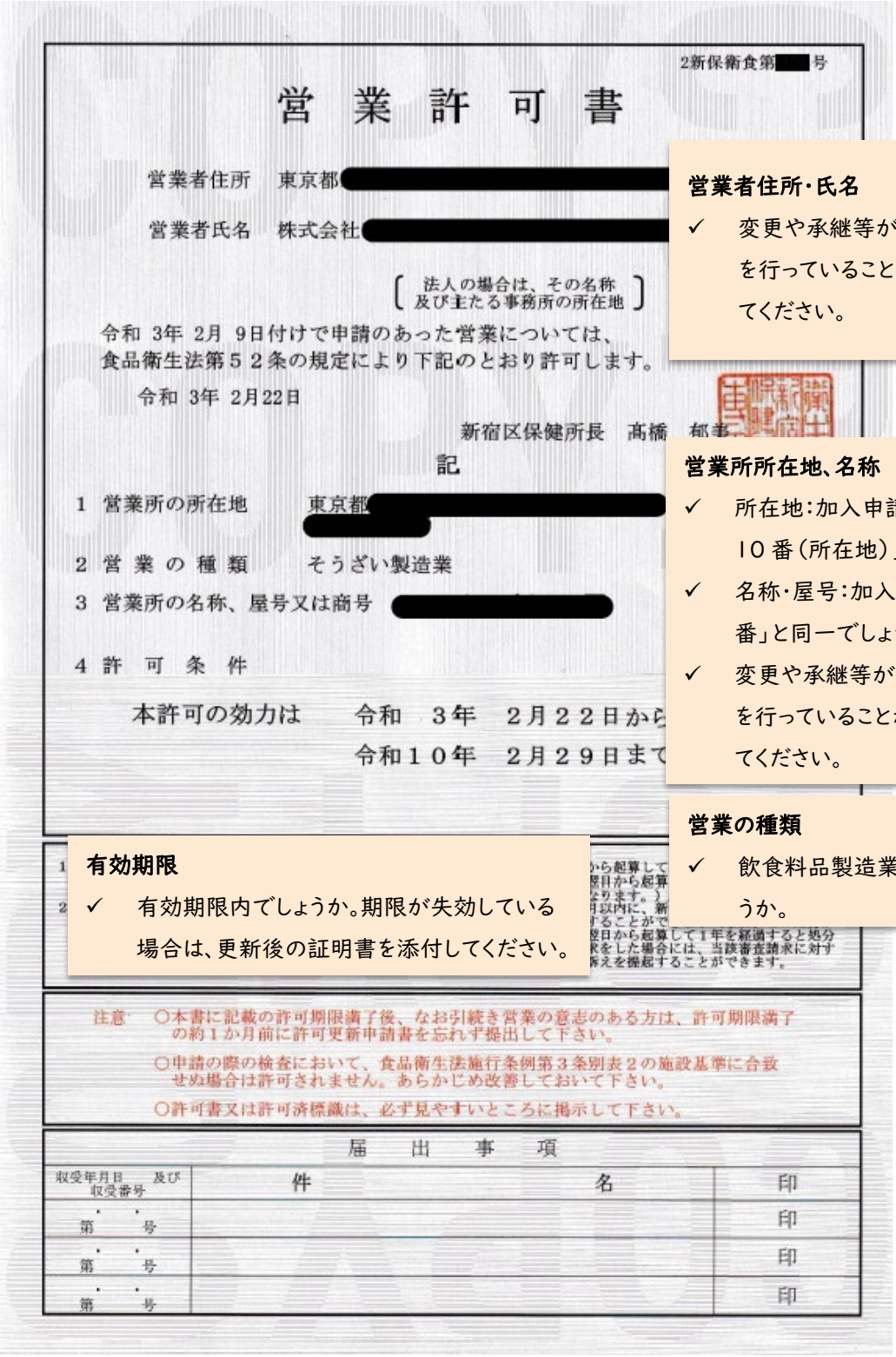

2新保衛食第[redacted]号

営　業　許　可　書

営業者住所　東京都[redacted]

営業者氏名　株式会社[redacted]

（法人の場合は、その名称及び主たる事務所の所在地）

令和 3年 2月 9日付けで申請のあった営業については、
食品衛生法第５２条の規定により下記のとおり許可します。

令和 3年 2月22日

新宿区保健所長　髙橋　郁美

記

1 営業所の所在地　東京都[redacted]

2 営 業 の 種 類　そうざい製造業

3 営業所の名称、屋号又は商号 [redacted]

4 許 可 条 件

本許可の効力は　令和 3年 2月２２日から
令和１０年 2月２９日まで

注意　○本書に記載の許可期限満了後、なお引続き営業の意志のある方は、許可期限満了の約１か月前に許可更新申請書を忘れず提出して下さい。
○申請の際の検査において、食品衛生法施行条例第３条別表２の施設基準に合致せぬ場合は許可されません。あらかじめ改善しておいて下さい。
○許可書又は許可済標識は、必ず見やすいところに掲示して下さい。

届　出　事　項

収受年月日及び収受番号	件　名	印
・ ・ 第　号		印
・ ・ 第　号		印
・ ・ 第　号		印

営業者住所･氏名

✓ 変更や承継等がある場合は、保健所へ届出を行っていることが確認できる資料を添付してください。

営業所所在地、名称

✓ 所在地：加入申請フォームに入力した「9 番･10 番（所在地）」と同一でしょうか。

✓ 名称･屋号：加入申請フォームに入力した「3 番」と同一でしょうか。

✓ 変更や承継等がある場合は、保健所へ届出を行っていることが確認できる資料を添付してください。

営業の種類

✓ 飲食料品製造業分野に該当する種類でしょうか。

有効期限

✓ 有効期限内でしょうか。期限が失効している場合は、更新後の証明書を添付してください。

営業許可証を取得していないケースについて

◆ **製造請負契約を締結している場合**

→ P.14 をご一読いただき、関係書類等をご提出ください。

◆ **事業内容が営業届で認められている場合**

→ 営業届の写しを添付してください。

◆ 過去に保健所から営業許可証の取得又は届出の提出が不要である旨の説明を受けた場合

→ 改めて管轄の保健所へご確認いただきますようお願いいたします。

取得又は届出が不要であることを再度確認された場合は、確認先の保健所名、担当者名及び連絡先をご記載の上、取得又は届出が不要である理由をメール本文に記載してください。

◆ **開業前**

→ 開業前は協議会に加入いただくことはできません。開業後に申請をお願いします。

◆ **以前、保健所から取得不要と言われた場合**

→ 再度、管轄の保健所にお問合せいただき、現時点においても営業許可証が不要な

(ウ) 行動規範に係る誓約書の書き方

※誓約書は、企業が特定技能外国人を受け入れる際に、誓約していただく書類です。
必ず、行動規範をご一読いただきますようお願いします。

（別紙様式）

特定技能外国人の円滑かつ適正な受入れの実現に向けた行動規範に係る誓約書

食品産業特定技能協議会会長殿

記

当社（事業所）は、貴協議会が定めた「特定技能外国人の円滑かつ適正な受入れの実現に向けた行動規範」（以下「行動規範」という。）を確認し、その内容を十分に理解しました。

特定技能外国人を受け入れるに当たっては、行動規範に従い、記載事項を遵守することを誓約いたします。

万が一、行動規範に違反する行為を行ったことにより協議会から除名処分を受けた場合には、当該処分を厳粛に受け止め、異議を申し立てることはありません。

作成日　　年　　月　　日
特定技能所属機関
（企業名）
（事業所名）
代表者
（役職）
（氏名）

以上

飲食料品製造業分野は
事業所ごとにご提出ください

食品産業特定技能協議会規約及び入会規程の改正について

食品産業特定技能協議会では、このたび協議会規約及び協議会入会規程を改正しました。
協議会への加入に当たっては、必ず以下の資料をご一読いただきますようお願いいたします。
協議会規約（令和8年6月 30 日改正） kyougikai-228.pdf
協議会入会規程（同上）kyougikai-229.pdf

●行動規範について

「特定技能外国人の円滑かつ適正な受入れの実現に向けた行動規範」を策定しております。誓約書を作成の際はご一読ください。kyougikai-220.pdf

※規約改正に伴い、令和8年9月1日以降に加入申請に係る書類を提出する事業者におかれましては、行動規範に係る誓約書をご提出くださいますようお願いいたします。

大切なお知らせ

運用要領別冊の改正について

① 飲食料品製造業分野運用要領別冊の改正について

令和8年4月 15 日の告示により、飲食料品製造業分野の事業所要件に細分類 5831「食肉小売業（食料品製造を行うものに限る。）」が追加されたことについては、既にお伝えしておりますが、これに伴い、特定技能に係る運用要領別冊が令和8年8月 28 日付で改正され、「飲食料品製造業分野における特定技能外国人の受入れに関する誓約書」分野参考様式第13−1号についても改正が行われました。

特定の分野に係る特定技能外国人受入れに関する運用要領 -飲食料品製造業分野の基準について（令和8年8月 28 日一部改正）001469550.pdf

※改正に伴い、令和8年9月1日以降に書類を提出される事業所におかれましては、新しい誓約書をご使用の上、ご提出くださいますようお願いいたします。

② 水産加工区分の切分けについて

「水産加工食品製造における外国人の受入れ制度」のウェブサイトが公開されました。
水産加工食品製造における外国人の受入れ制度について：水産庁

（4）～製造請負の事業者は必ずご一読ください～

- 製造請負契約に基づき、発注元から独立した組織として飲食料品製造業の業務を営む事業所である場合には、当該分野の対象となります。ただし、発注元が飲食料品製造業である場合であっても、請負業務が工程の一部のみ、例えば軽度な加工、梱包、荷役など、飲食料品の製造･加工に該当しない工程に限られるときは、飲食料品製造業とは認められません。
- 発注元が請負作業者に直接指示命令を行う、いわゆる「偽装請負」は労働者派遣に該当するため、認められません。

◆ **製造請負契約を締結している場合は、P.11④の提出書類に加えて、**以下の書類もご提出してください。

(ア)　業務請負契約書

(イ)　注文仕様書（食品製造の詳細が分かる書面）

(ウ)　請負工程組織図（図参照）

工程組織図（参考）

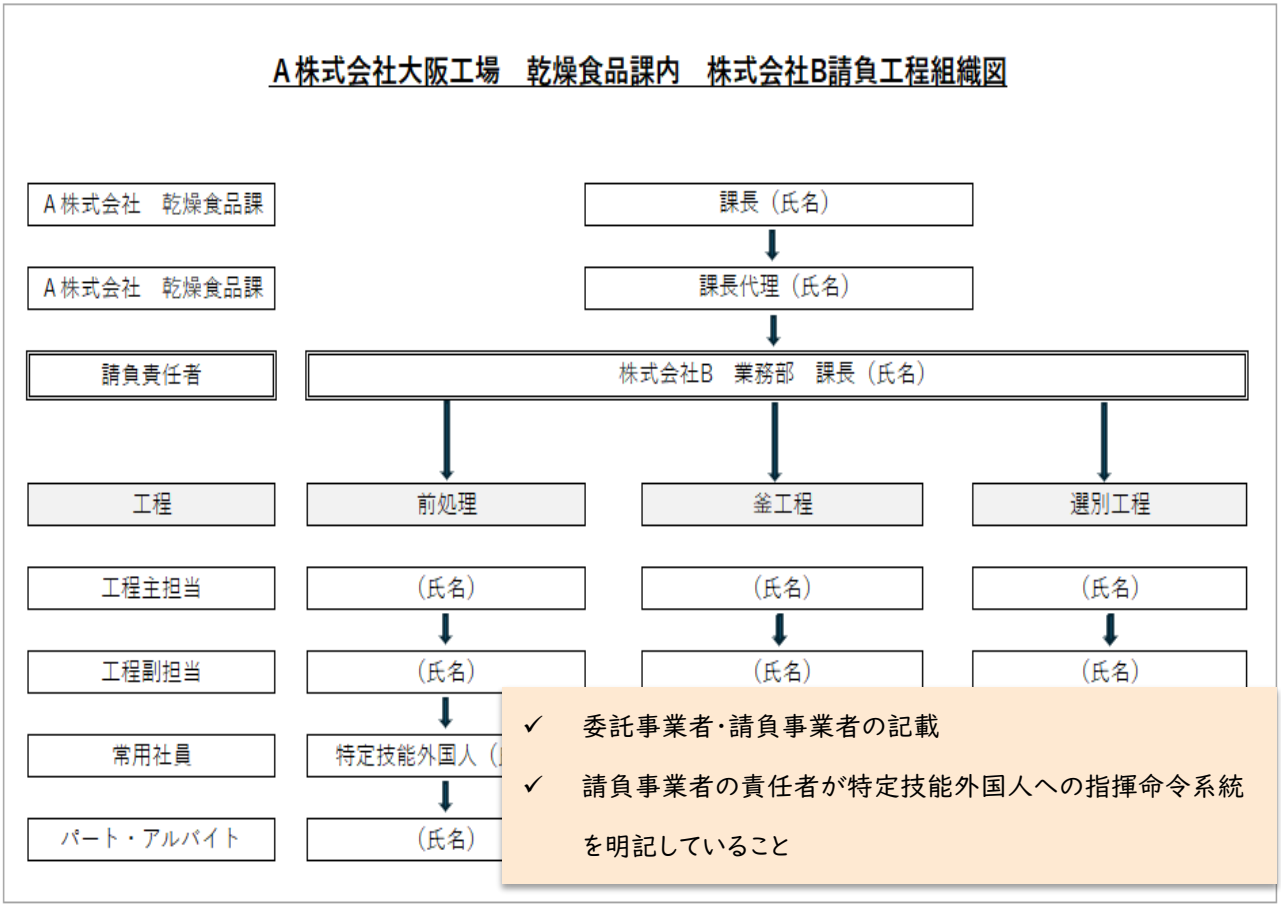

4 加入証発行について

（1）加入証の送付

審査の結果、承認となりました後、登録いただいたご担当者様のメールアドレス宛に、協議会加入証をメールにてお送りいたします。（※郵送ではお送りしておりません）

【重要!】加入された皆様へのお願い

- 加入証は今後の特定技能外国人の新規受入時および在留期間更新時に必要となる大変重要な書類になりますので、大切に保管いただき、ご担当者様が変更となる場合は確実な引継ぎをお願いいたします。
- 万が一、加入証を紛失された場合は、履歴事項全部証明書および営業許可証を添付のうえ、ご担当者様のお名前・電話番号・メールアドレスをメール本文にご記載いただき、協議会のメールアドレスまでお送りください。なお、再発行には約 1 か月程度のお時間をいただきますので、あらかじめご了承ください。

（2）登録内容の変更

社名・所在地・代表者・担当者等に変更が生じた際は、速やかに協議会までご連絡ください。

メール本文に変更内容を記載のうえ、「協議会加入証」および「履歴事項全部証明書」を添付し、協議会メールアドレス宛にお送りください。（メール送信の際は、★を@に置き換えて送信してください）

協議会メールアドレス： kyougikai_l★maff.go.jp

（3）受入れ分野の追加

既に飲食料品製造業分野において協議会構成員となっている場合であっても、外食業分野において外国人を受け入れる際には、加入申請フォームから新規の手続きが必要となります。

飲食料品製造業分野の申請とは異なりますので、外食業分野の申請ガイドをご確認のうえ、協議会のウェブページから申請してください。

5 FAQ

よくある質問

食品産業特定技能協議会について kyougikai-124.pdf

6 お問合せ先

電話でのお問合せ

- 分野該当性、事業所要件等の確認、特定技能制度全般に関するお問合せ
  特定技能外国人材制度相談窓口（無料） 専用回線：03-6630-8179
  対応日時：10 時 00 分～17 時 30 分（土日･祝日･年末年始を除く）

- 水産加工食品製造における外国人の受入れに関するお問合せ
  水産庁 漁政部加工流通課
  担当：加工振興班
  電話：03-6744−2349

- 審査に関するお問合せ
  ※審査を早めるよう求めるご依頼および書類提出後2か月未満の進捗状況に関するお問い合わせは、お控えください。お問い合わせいただいても、お答えいたしかねます。
  食品産業特定技能協議会 ナビダイヤル TEL 0570-031574
  対応日時：10 時 00 分～17 時 00 分（土日･祝日･年末年始を除く）